

## 富山県東部沿岸における高波により被災されたお客さまに 対する電気料金その他の特別措置の適用について

平成20年3月3日  
北陸電力株式会社

このたびの富山県東部沿岸における高波により被災されたお客さまには、心からお見舞い申しあげます。

地域に存立の基盤を置く当社といたしましては、このたびの高波により災害救助法が適用された富山県の入善町およびその隣接地域<sup>1</sup>において、被害に遭われたお客さまからお申出があった場合には下記の特別措置を講ずることとし、平成20年3月3日、経済産業大臣に認可申請を行い、同日認可をいただきました。

### 記

#### 1．電気料金の早収期間<sup>2</sup>および支払期限<sup>3</sup>の延伸

被災されたお客さまの平成20年2月および3月分の電気料金の早収期間ならびに支払期限を各々1ヵ月間延長します。

#### 2．不使用月の電気料金の免除

被災されたお客さまが、被災時から引続き全く電気を使用しない場合には、6ヵ月間に限り、電気料金は申し受けません。

#### 3．工事費負担金の免除

被災されたお客さまが、被災前と同じ契約内容で平成20年8月末日までに電気の使用を申し込まれた場合は、工事費負担金は申し受けません。

#### 4．臨時工事費の免除

被災されたお客さまが、平成20年8月末日までに臨時電灯または臨時電力の使用を申し込まれた場合は、臨時工事費は申し受けません。

#### 5．使用不能設備相当分の基本料金の免除

被災されたお客さまの電気設備の一部が使用不能となった場合は、その使用不能設備相当分の基本料金は、平成20年8月末日までは申し受けません。

6 . 引込線、計量器等の取付位置変更時に申し受ける工事費の免除

被災されたお客さまが、平成20年8月末日までに引込線、計量器等の取付位置の変更を申し込まれた場合は、その際申し受ける工事費用は申し受けません。

- 1 その隣接地域とは、富山県黒部市，富山県朝日町をいいます。
- 2 早収期間とは、検針日から数えて21日間をいいます。
- 3 支払期限とは、検針日から数えて51日目をいいます。

以 上

お客さまからのお問い合わせ先

北陸電力株式会社

お客さまサービスセンター（フリーダイヤル 0120-167540）

魚津支社 窓口